

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

また、令和元年10月1日より10%に引き上げられたことにより、昨年度より増収を見込んでおり、余市町の令和2年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 230,900 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,740,370 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

| 事業名  | 経費        | 一般財源      |                       |
|------|-----------|-----------|-----------------------|
|      |           | 千円        | 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円 |
| 社会福祉 | 障害者福祉事業   | 686,950   | 28,541                |
|      | 高齢者福祉事業   | 157,353   | 18,440                |
|      | 児童・母子福祉事業 | 597,088   | 26,290                |
|      | その他事業     | 35,472    | 4,877                 |
|      | 小計        | 1,476,863 | 78,148                |
| 社会保険 | 介護保険事業    | 391,691   | 55,167                |
|      | 国民健康保険事業  | 205,239   | 14,884                |
|      | 国民年金事業    | 120       |                       |
|      | 小計        | 597,050   | 70,051                |
| 保健衛生 | 医療対策事業    | 589,208   | 72,047                |
|      | 疾病予防対策事業  | 56,987    | 8,290                 |
|      | 健康増進対策事業  | 20,262    | 2,364                 |
|      | 小計        | 666,457   | 82,701                |
| 合計   | 2,740,370 | 230,900   |                       |

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。